

国住政第151号
国住生第1248号
国住指第4576号
令和2年4月1日

各都道府県 建築主務部長 殿
各政令指定都市 建築主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

住宅生産課長



建築指導課長



「租税特別措置法第41条の19の2第1項の規定に基づく地方公共団体の長の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類（地方公共団体の長が発行する住宅耐震改修証明書）について」の一部改正について

令和元年国土交通省告示第264号による既存住宅の耐震改修に係る標準的な費用の額の改正を踏まえ、「租税特別措置法第41条の19の2第1項の規定に基づく地方公共団体の長の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類（地方公共団体の長が発行する住宅耐震改修証明書）について」に記載されている標準的な費用の額等を改正することにいたしました。

つきましては、当該通知を別添新旧のとおり改正することにしたので、貴都道府県におかれましては、別添新旧の内容について十分ご留意いただきますとともに、貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。